

# 地方公営企業会計制度見直しの概要

## 見直しの経緯

地方公営企業の会計制度は、昭和41年以来大きな改正が行われておらず、この間に地方分権改革の推進や、民間の企業会計基準が大幅に見直されるなど、地方公営企業を取り巻く環境は大きく変化している。このため、約半世紀振りに会計制度の大幅な見直しが行われることとなり、「資本制度の見直し」と「会計基準の見直し」に関する法令の改正が行われ、順次適用されることとなった。

## 見直し項目

### 1. 資本制度の見直し (平成24年4月1日から適用)

法定積立金制度の廃止

資本剰余金の処分制限の廃止

減資制度の導入

### 2. 会計基準の見直し (平成26年度予算及び決算から適用)

借入資本金(企業債)制度の見直し

補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直し(みなし償却制度の廃止)

引当金の計上

繰延資産の原則廃止

たな卸資産への低価法の適用

減損会計の導入

リース取引に係る会計基準の導入

セグメント情報の開示の導入

キャッシュ・フロー計算書の導入

勘定科目等の見直し

組入資本金制度の廃止

## 会計基準の見直しの概要

### 借入資本金（企業債）制度の見直し

資本金に計上されていた借入資本金（企業債）を負債に計上

### 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直し（みなし償却制度の廃止）

任意適用が認められていた「みなし償却制度」<sup>1</sup>を廃止

償却資産の取得等に伴い交付される補助金、工事負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、「長期前受金戻入」として順次収益化

- 1 「みなし償却制度」とは、償却資産価額から補助金等を控除した価額で減価償却費を算定すること。

### 引当金の計上

引当金の要件を踏まえ、賞与引当金、貸倒引当金等を計上し、引当金の要件を満たさないものは計上を認めない

### 繰延資産の原則廃止

新たな繰延資産の計上を廃止

### たな卸資産への低価法の適用

たな卸資産の価額については、時価が帳簿価格より下落している場合には、当該時価とする「低価法」を適用（短期間で消費される貯蔵品等で、当該金額の重要性が乏しいものは除く。）

## 減損会計の導入

固定資産の収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合に、回収可能性を反映させた帳簿価額に減額できる「減損会計」を導入

## リース取引に係る会計基準の導入

リース取引の内容に応じて、割賦購入と同様に売買による方法又は通常の賃貸借による方法で処理をする「リース会計」を導入

## セグメント情報の開示の導入

事業が多岐にわたる場合など、財務情報を事業別などで区分して情報を開示する「セグメント情報」の開示を導入

## キャッシュ・フロー計算書の導入

現金の収入、支出による資金の変動を表す「キャッシュ・フロー計算書」を導入（資金計画書は廃止）

## 勘定科目等の見直し

上記会計基準の改正を踏まえ、勘定科目を見直し  
会計に関する書類に重要な会計方針等を注記

## 組入資本金制度の廃止

建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる「組入資本金制度」の廃止